

(2) 連結実質赤字比率 - (赤字なし)

一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足は生じていないため、連結実質赤字比率は該当ありません。

(算式)

$$\frac{\text{一般会計の実質赤字額} + \text{公営企業会計の赤字 (資金不足額)}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(単位：千円)

区 分		収 支	
①	一般会計	237,804	
② 公 営 企 業 会 計	国民健康保険特別会計	59,636	資金剰余 (不足) 額 = 実質収支額
	介護保険特別会計	24,438	
	後期高齢者医療特別会計	-1,372	
	老人保健特別会計	0	
	観光施設事業特別会計	142,885	資金剰余 (不足) 額 = 流動資産 - 流動負債
	簡易水道事業特別会計	11,045	資金剰余 (不足) 額 = 実質収支額
	下水道事業特別会計	5,523	
	計	242,155	
合計 (①+②)		479,959	
標準財政規模		2,677,059	

【参考値】 早期健全化基準

黒字 > 赤字

17.93% > 20.00%

↓

535,411千円相当